

実質化された人・農地プラン

〔 注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。 〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
東通村	蒲野沢地区(石持集落、鹿橋集落、蒲野沢集落)	令和3年3月30日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	262ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	142ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	43ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	25ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

担い手農家である中心経営体数が少なく、高齢化が進んでいるため後継者の育成や、認定新規就農者の受入れが必要である。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

石持集落の農地利用は、認定農業者8経営体が中心経営体となり担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
鹿橋集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者5経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
蒲野沢集落の農地利用は、中心経営体はいない状況であるが、後継者の育成や入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	—	水稻、肉用牛	24 ha	水稻、肉用牛	25 ha	石持集落
認農	—	水稻、野菜	5 ha	水稻、野菜	5 ha	石持集落
認農	—	肉用牛	3 ha	肉用牛	3 ha	石持集落
認農	—	水稻、肉用牛	5 ha	水稻、肉用牛	5 ha	石持集落
認農	—	水稻	3 ha	水稻	3 ha	石持集落
認農	—	肉用牛	4 ha	肉用牛	4 ha	石持集落
認農	—	水稻、野菜	3 ha	水稻、野菜	3 ha	石持集落
到達	—	野菜	1 ha	野菜	1 ha	石持集落
到達	—	水稻	4 ha	水稻	4 ha	鹿橋集落他
認農	—	水稻	8 ha	水稻	8 ha	鹿橋集落
認農	—	水稻、肉用牛	8 ha	水稻、肉用牛	8 ha	鹿橋集落他
認農	—	水稻、肉用牛	1 ha	水稻、肉用牛	1 ha	鹿橋集落
認農	—	水稻、野菜	6 ha	水稻、野菜	7 ha	鹿橋集落他
認農	—	水稻	1 ha	水稻	1 ha	蒲野沢集落他
認農法	—	野菜	2 ha	野菜	3 ha	鹿橋集落他
認農法	—	野菜	10 ha	野菜	10 ha	石持集落
認農	—	水稻、肉用牛	7 ha	水稻、肉用牛	7 ha	石持集落他
認就	—	水稻、肉用牛	4 ha	水稻、肉用牛	4 ha	石持集落他
計	18人		99 ha		102 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手・受け手の掘り起こしを行い、農地中間管理事業を活用し農地を機構に貸し付けていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
東通村	大字田屋地区(上田屋集落、下田屋集落、豊栄集落)	令和3年3月30日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	195ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	100ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	36ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	17ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	11ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	6.5ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

担い手農家である中心経営体数が多いが高齢化が進んでいるため後継者の育成や、認定新規就農者の受入れが必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

上田屋集落の農地利用は、認定農業者2経営体、認定新規就農者1経営体が中心に農業経営を行っている。今後は高齢化が進むため後継者の育成や入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していく。
下田屋集落の農地利用は、認定農業者3経営体が中心に農業経営を行っている。今後は、高齢化が進むため後継者の育成や入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していく。
豊栄集落の農地利用は、認定農業者1経営体、認定新規就農者2経営体、法人2経営体が中心に農業経営を行っている。今後は認定新規就農者2経営体が農地を増加する予定であるが、後継者の育成や新たな受け入れも促進していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	—	水稻、野菜	5 ha	水稻、野菜	6 ha	上田屋集落
認農	—	水稻、野菜	4 ha	水稻、野菜	4 ha	上田屋集落
認農	—	水稻、野菜	10 ha	水稻、野菜	11 ha	下田屋集落
到達	—	野菜	2 ha		2 ha	上田屋集落
認農	—	水稻、野菜	7 ha	水稻、野菜	7 ha	下田屋集落
認農	—	水稻、野菜	7 ha	水稻、野菜	7 ha	下田屋集落
認農	—	酪農	22 ha	酪農	22 ha	豊栄集落
認就	—	野菜	0.5 ha	野菜	1 ha	上田屋集落
認就	—	野菜	1 ha	野菜	3 ha	豊栄集落
認就	—	野菜	1 ha	野菜	3 ha	豊栄集落
認農法	—	野菜	1 ha	野菜	1 ha	豊栄集落
認農法	—	野菜	9 ha	野菜	9 ha	豊栄集落
計	12人		69.5 ha		76 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

貸付け等の意向が確認された農地は、4筆、33,607㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針

原則として、農地中間管理事業を活用し農地を集積・集約していく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	東通村大字田屋字上流196	11,650		
2	東通村大字田屋字上流202	6,390		
3	東通村大字田屋字上流203-1	7,066		
4	東通村大字田屋字上流200	8,501		
5				
6				
	計	33,607		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

注: 本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
東通村	東栄地区(東栄集落)	令和3年3月30日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	83ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	53ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	19ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	13ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	13ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3ha
(備考)	

注1: ③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

中心経営体である経営者の農地が半数以上あるが、後継者を育成し農地維持に努める。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

東栄集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体と認定新規就農者1経営体が担うほか、認定法人1経営体が担っていくほか認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	—	酪農	24 ha	酪農	24 ha	東栄集落
認農	—	酪農	13 ha	酪農	13 ha	東栄集落
到達	—	野菜	5 ha	野菜	5 ha	東栄集落
認就	—	野菜	4 ha	野菜	5 ha	東栄集落
認農法	—	野菜	18 ha	野菜	18 ha	東栄集落他
到達	—	野菜	11 ha	野菜	11 ha	東栄集落
計	6人		75 ha		76 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業を活用し、農地を機構に貸し付けを促進するが、所有者等の意向もふまえ3条もあり得る。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	現在無し			
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。